

★ 広島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（総務課）

一 改正の要旨

広島県個人情報保護条例の一部が改正されたことに伴い、収集が制限される個人情報の範囲を定めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日。ただし、取扱いに特に配慮を要する記述等に関する規定の適用の特例に関する規定については公布の日